

中古農機具紹介事業実施要領

1.目的

茨城県西農業共済組合は、農業・農村の支援に関する事業「中古農機具紹介事業」を展開し、組合員相互のニーズに応える情報を提供し、農家・地域から喜ばれる活動を通して、組合員との接点を強化し、農機具共済の引受拡大及び補償の充実を図る。

2.仕組み

中古農機具の有効活用を促進するため、NOSAI（農機具課）が「4.情報提供」等で紹介し、組合員（売り手・買い手）相互の交渉の場を設定する。但し、NOSAIは交渉内容に係る全てについて関与しない。

NOSAIは、紹介のみを目的とすることから、一切の費用・手数料等は発生しない。但し、紹介する条件として交渉が成立した農機具（トラクター・自脱型コンバイン・普通コンバイン）は、農機具共済特約条項の「付保割合条件付実損てん補特約」を付けて農機具共済に加入するものとする。

3.対象者

茨城県西農業共済組合の組合員及び茨城県内の農業共済組合の組合員とする。

4.情報提供

「個人情報の保護に関する法律」を遵守し必要な情報の提供を行う。

(売り手)

売りたい機種がある場合は、電話連絡等により農機具課で受付し、下記の方法により掲載する。（提出書類「様式1」）

- ① 組合広報紙「売りたい機種の写真・金額等」
- ② ホームページ

(買い手)

買いたい機種がある場合は、電話連絡等により農機具課で受付し、下記の方法により紹介する。(提出種類「様式2」)

- ① 売り手の承諾を得て住所・氏名を連絡する。
- ② 一機種に希望者が多数の場合は、売り手と相談のうえ抽選する。

5.利用制限

中古農機具紹介事業を利用するには以下の場合に限る。

- ① 離農(廃業)される組合員
- ② 不必要となった農機具の処分を利用する場合は、原則年間2台までとする。
- ③ 紹介を受ける利用の場合は、原則年間2台までとする。
- ④ 紹介事業を利用する農機具は、農機具店等専門業者から購入した農機具に限るものとし、個人間で売買及び譲渡された農機具の利用を受付けないものとする。

6.事業実施日

平成19年6月1日

附則

平成20年4月1日から改正適用する。

附則

この要領は、平成22年12月2日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成26年4月28日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

附則

この要領は、平成27年12月4日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 2 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

附則

この要領は、令和 3 年 12 月 13 日から施行する。